

第 172 回
厚木市都市計画審議会

議 案 書

令和 6 年 11 月 27 日

～目 次～

議案第4号 厚木都市計画生産緑地地区の変更（厚木市決定）

議案書	1
計画書	2
理由書	2
新旧対照表	3
都市計画を定める土地の区域	4

議 案 第 4 号

厚木都市計画生産緑地地区の変更について（厚木市決定）

標記のことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別添のとおり変更したいので、貴審議会の議決を求めます。

令和6年11月27日提出

厚木市長 山 口 貴 裕



厚木都市計画生産緑地地区の変更（厚木市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 25.2 ha	恩名三丁目地内において、箇所番号 322 を、林三丁目地内において、箇所番号 323 を追加、関口字北原地内において、箇所番号 28 を廃止、上依知字溝野地内において、箇所番号 66 を、飯山南四丁目地内において、箇所番号 158 を、上落合字坪の内地内において、箇所番号 260 を縮小。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

生産緑地地区に関する都市計画については、農業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地を計画的かつ永続的に保全すべく、平成 4 年に都市計画決定を行い、これまで追加指定等の変更を行ってきた。また、特定生産緑地制度を積極的に活用し、申出基準日以後も引き続きグリーンインフラ等の機能を有する生産緑地の保全を図っているところである。

今回の変更は、恩名三丁目及び林三丁目地内においては、防災協力農地に登録されている農地であり、良好な都市環境の形成の観点から計画的に保全すべき農地であると認められるため、本案のとおり追加するものである。

関口字北原地内においては、生産緑地法第 10 条の規定による買取りの申出がなされていたが、その申出の日から起算して、三月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われず、生産緑地地区内における行為の制限が解除されたことから、本案のとおり廃止するものである。

上依知字溝野、飯山南四丁目及び上落合字坪の内地内においては、生産緑地法第 10 条の規定による買取りの申出がなされていたが、その申出の日から起算して、三月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われず、生産緑地地区内の一部について行為の制限が解除されたことから、本案のとおり区域の縮小を行うものである。

新 旧 対 照 表

新旧の別	面 積	箇 所 数
新	<u>約 25.2 ha</u>	<u>192</u>
旧	<u>約 25.2 ha</u>	<u>191</u>
増 減	$\triangle$ 0.08 ha	1

都市計画を定める土地の区域

- 1 追加する部分
厚木市林三丁目地内
- 2 削除する部分
なし
- 3 変更する部分
厚木市恩名三丁目、関口字北原、上依知字溝野、飯山南四丁目及び上落合字坪の内地内